

平成 28 年 8 月 15 日

各 位

会社名 出光興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 月岡 隆
(コード番号：5019 東証第1部)
問合せ先 経理部 IR室長 徳光 孝治
(TEL：03 - 3213 - 9307)

当社大株主から公表された文書に対する当社見解と対応等について

当社と昭和シェル石油株式会社（以下「昭和シェル石油」）との経営統合に反対する意向を表明している当社大株主は、本年 8 月 3 日付公表の書簡「出光昭介氏による昭和シェル石油株式取得について」（以下「書簡 1」）で「当社によるロイヤル・ダッチ・シェルグループからの昭和シェル石油の株式取得は金融商品取引法上、禁止される」旨の指摘を行い、また本年 8 月 9 日付公表の書簡「お願い」（以下「書簡 2」）では、当社の取締役・監査役に対して適切な対応を要請しました。これを受けて、書簡 1、書簡 2 に対する現時点での当社の見解と対応等について、下記の通り公表致します。

当社は、引き続き、本年 7 月 11 日開催の当社大株主との協議での合意に従い、当社大株主に対して次回協議の打診を行っておりますが、当社大株主側からは当社からの書簡の受け取りそのものを拒絶されており、本日現在、次回協議の日程は決まっておりません。当社は、当社のすべてのステークホルダーの共同利益の確保の観点から、継続して当社大株主に協議を要請してまいります。

記

1. 文書への当社の見解と対応

(1) 当社意思決定プロセスについて

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の持続的な成長戦略を通じた企業価値の最大化のために、当社が昭和シェル石油との経営統合を決断した背景・理由には十分な合理性があり、また、その決定に当たって適切な意思決定プロセスを経ていることを確認致しました。

なお、書簡 2 に記載された当社大株主との交渉プロセスに係る事実関係は、当社の認識と齟齬がある部分も一部存在するため、当社は、上記取締役会において、当社大株主との協議に関するこれまでの経緯（添付参考資料ご参照）についても確認致しました。

あわせて、当社取締役会は、当社のすべてのステークホルダーの共同利益の確保の観点から、引き続き当社大株主に協議の再開を要請し、早期に事態の解決を図る方針で臨むことを確認致しました。

(2) 昭和シェル石油株式会社の株式取得手続きについて

書簡 1 によると、出光昭介氏、出光正和氏、出光正道氏、日章興産株式会社は、金融商品取引法上の一定の株主グループに該当し、かつ、出光昭介氏は昭和シェル石油株式を 400 千株取得したと主張しています。

これを受け、当社としては、出光昭介氏による昭和シェル石油株式 400 千株の取得の事実等、当社大株主側の主張の根拠となる事実関係を確認するために最低限必要な情報の問い合わせを行いました。本日現在、回答は得られておりません。

一方、ロイヤル・ダッチ・シェルグループからの昭和シェル石油株式の取得の実行は、昭和シェル石油との経営統合に向けた重要なステップであることから、当社としては、今後、関連法令を遵守しつつこれを実行するべく、関係当局及びロイヤル・ダッチ・シェルグループ等の関係者とも協議を行い、対応を検討して参ります。

なお、現時点では、今後の経営統合に向けたスケジュールに変更はありません。

2. 出光美術館及び出光文化福祉財団に対する当社見解の説明について

平成 28 年 6 月 28 日付で日章興産株式会社が公表した「合併反対のご連絡」によれば、当社株主である公益財団法人出光美術館及び公益財団法人出光文化福祉財団（以下「両財団」）は、日章興産株式会社、出光昭介氏、出光正和氏及び出光正道氏と共に、当社と昭和シェル石油との間の経営統合に反対する旨を表明されております。

当社と致しましては、昭和シェル石油との経営統合の実現により、両財団が保有する当社株式の価値向上を図り、安定的な株主還元を継続することで、両財団の運営に貢献できると確信しておりますが、当社から経営統合についての十分な説明の機会もないまま、両財団が経営統合に反対する旨を表明されたことは、誠に残念であると考えております。

ついては、当社から両財団の各評議員、理事、監事の皆様に対し、当社見解を説明する機会を設けて頂くよう依頼する書簡を本日付けで発送致しました。

以 上

参考資料：当社大株主との協議に関する経緯について

1. 2015年12月17日

出光昭介氏より「出光興産株式会社名誉会長出光昭介 代理人弁護士浜田卓二郎」を差出人とする手紙が月岡社長限りとして手渡された。要旨は次のとおり。

- (1) 合併の必要性についての疑問
- (2) 合併により大株主が所有する株式が希薄化することについての懸念
- (3) 合併により当社側の人員削減が必要になることについての問題提起
- (4) 合併により中期的に出光の社名が消失する可能性についての懸念
- (5) 経営難に陥った際の対策についての提案（無配・従業員の賞与カット等）
- (6) 創業家から出光興産へ取締役1名を参加させることの要望

2. 2016年1月29日

大株主側4名、当社側3名による面談が開催された。要旨は次のとおり。

- (1) 会社側から石油業界が直面する経営環境と業界再編の必要性について説明
- (2) 大株主側は中東情勢の不透明さが合併に及ぼす影響を懸念
- (3) 今後も継続して協議することを合意して終了

3. 2016年5月23日

出光昭介氏、出光正和氏、出光正道氏を差出人とし、浜田弁護士を代理人とする連名の内容証明郵便が月岡社長宛に配達された。要旨は次のとおり。

- (1) 合併の必要性についての疑問
- (2) カルチャーの異なる企業との経営統合ではシナジーを発揮できない懸念
- (3) イランと対立関係にあるサウジアラビアの資本を受け入れることの問題
- (4) 昭和シェル石油との合併は適切な経営判断とは考えられず、反対

4. 2016年6月9日

大株主側4名、当社側3名による面談が開催された。要旨は次のとおり。

- (1) 会社側から今までの経緯、統合検討の背景、イラン原油の調達状況等を説明
- (2) 大株主側から労働組合、株式希薄化等の問題から合併反対の意見を表明

5. 2016年7月11日

株主総会后、会社側と大株主にて面談を実施した。要旨は次のとおり。

- (1) 会社側から経営統合検討の背景・意義、過去の合理化努力、両社の企業体質、サウジアラビア及びイランとの関係、労働組合等について説明
- (2) 大株主側から合併に反対の意思表示
- (3) 今後継続して協議していくことで合意

以上